

現場説明書（役務的保証用）

第1 一般事項

1 入札（又は見積書の提出）について

- (1) この工事の入札に当たっては、一般競争入札の公告、指名通知書（見積依頼書を含む。）、図面、仕様書、入札心得書、建設工事請負契約書案及びこの現場説明書をよく確認のうえ、入札書（又は見積書）を提出するものとする。
- (2) この工事の入札（又は見積書の提出）に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 契約の保証について

- (1) 請負者は、建設工事請負契約書案の提出とともに、債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証（かし担保特約を付したものに限る。）にかかるとともに証券を提出しなければならない。
  - ア 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。
  - イ 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「支出負担行為担当官 南関東防衛局長 齊藤敏夫」と記載するように申し込むこと。
  - ウ 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、建設工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
  - エ 保証金額は、請負代金額の10分の3以上とする。また、かし担保特約に係る保証金額は、請負代金額の10分の3とする。
  - オ 保証期間は、工期を含むものとする。
  - カ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は工期を変更する場合等の取扱いについては、支出負担行為担当官の指示に従うこと。
  - キ 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社

から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。

ク かし担保特約については、債務不履行がなく公共工事履行保証証券による保証を使用しなかった場合は、工事目的物引渡し後、解約することができる。

(2) (1)の規定にかかわらず、契約金額が150万円を超えないもので、建設工事請負契約書の作成を省略することが出来る場合は、契約の保証を付さなくてもよいものとする。

### 3 工期変更の場合における保証事業会社に対する通知について

(1) 前払保証約款第7条の2に基づく被保証者（発注者）から保証事業会社に対する通知は、建設工事請負契約書案第37条第3項に定めるところにより、請負者が直ちに行うものとする。

(2) 請負者は、(1)により保証事業会社に対して通知を行ったときは、その旨を発注者に対して通知するものとする。

### 4 建設工事請負契約書案について

#### (1) 第1条関係（総則）

ア 仮設、施工方法等は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、請負者の責任において定める。

イ 請負者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

ウ 本契約に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は書面により行わなければならない。

#### (2) 第2条関係（関連工事の調整）

請負者は、発注者の調整に従い、第三者の施工する工事の円滑な施工に協力しなければならない。また、この調整に従ったことを理由として請負代金額の変更又は必要とした費用を発注者が負担することを要求することはできない。

#### (3) 第6条関係（一括委任及び一括下請負の禁止）

下請負に係る工事の目的物が独立した工作物であり、通常工事1件として発注できるような場合及び工事の主體的な部分を取りまとめて他の1人

の建設業者に下請負させるような場合についても本条に該当する。

(4) 第7条関係（下請負人の通知）

「その他必要な事項」とは、下請負人の住所、施工部分の内容、等該工事現場の担当責任者の氏名等を含む。

(5) 第10条関係（現場代理人及び主任技術者等）

ア 現場代理人関係

「常駐」とは、当該工事のみを担当していること（専任）だけでなく、さらに作業期間中、特別な理由がある場合を除き常に工事現場に滞在していることを意味する。

また、「運営、取締り」とは、請負契約に基づく工事の施工に関し、請負者において行う工事現場に関する全ての管理行為を指すものであり、工事の施工上必要とされる労務管理、工程管理、安全管理その他の管理のほか、工事現場の風紀の維持等もこれに含まれる。

イ 主任技術業者等関係

(ア) 専任の主任技術者又は監理技術者は、乙と直接的かつ恒常的な雇用関係である者とし、恒常的な雇用関係とは、乙から入札の申込のあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあるものをいう。

(イ) 「監理技術者」とは、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者とする。なお、「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。

- ・平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者。
- ・平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受けた者であって、平成16年3月1日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者。

(ウ) 主任技術者又は監理技術者を工事現場に専任で設置すべき期間は、契約工期が基本であるが、次に掲げる期間において、設計図書若しくは打合せ簿等の書面により明確にした場合に限り工事現場への専任は要しない。

- ・請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の

設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間。)

- ・ 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- ・ 橋梁、ポンプ、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- ・ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間
- ・ その他の事情（関連する工事との工程上の関係等）により、工事の施工ができない期間

(6) 第11条関係（履行報告）

「契約の履行についての報告」とは、過去の履行状況についての報告のみでなく、施工計画書等の履行計画についての報告も含まれる。

(7) 第17条関係（工事用地の確保等）

「撤去」とは、支給材料又は貸与品を支出負担行為担当官に返還することが含まれる。

「処分」とは、支給材料又は貸与品を回収することが含まれる。

(8) 第20条関係（設計図書の変更）

設計図書の変更に伴う契約変更の手続は、その必要が生じた都度行うこととするが、軽微な設計図書の変更に伴うものは、工期の末（国庫債務負担行為に基づく契約にあつては、各会計年度の末及び工期の末）までに行う。

(9) 第21条関係（工事の中止）

第3項にいう、「増加費用」とは、中止期間中、工事現場を維持し又は工事の続行に備えるため労働者、機械器具等を保持するため必要とされる費用、中止に伴い不要となった労働者、機械器具等の配置転換に要する費用、工事を再開するために労働者、機械器具等を工事現場に搬入する費用等をいう。

(10) 第26条関係（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

ア 賃金又は物価の変動による請負代金額の変更（以下「スライド」という。）は、残工事の工期が2月以上ある場合に行う。

イ 第2項の「変動前残工事代金額」の算定の基礎となる「当該請求時の出来形部分」の確認については、スライドの請求があった日から起算して14日以内で、支出負担行為担当官が請負者と協議して定める日において、監督官が確認する。この場合において、請負者の責により遅延していると認められる工事量は、当該請求時の出来形部分に含めるものとする。

ウ 第5項の「特別な要因」とは、主要な建設資材の価格を著しく変動させるおそれのある原油価格の引き上げのような特別な要因をいう。

(11) 第30条関係（不可抗力による損害）

ア 第4項の「請負代金額」とは、損害を負担する時点における請負代金額をいう。

イ 1回の損害額が当初の請負代金額の $5/1000$ の額（この額が20万円を超えるときは20万円）に満たないものは、損害金に含めない。

(12) 第36条関係（前金払）

ア 請負代金額が300万円以上のものについては、請負代金額の10分の4以内の前払金を甲に請求することができる。

イ 低入札価格調査を受けたものとの契約については、第1項及び第3項中「10分の4」を「10分の2」に、第4項及び第5項中「10分の5」を「10分の3」と読み替えるものとする。

(13) 第37条関係（保証契約の変更）

第2項において、前払金超過額を返還する場合における前払金の保証契約の変更は、その超過額を返還した後に行うものとし、その変更後の保証金額は、減額後の前払金額を下らないこと。

(14) 第46条関係（かし担保）

第2項におけるかし担保期間の存続期間は、原則として木造の建物等の建設工事の場合は1年とし、コンクリート造等の建物又は土木工作物等又は設備工事等の建設工事は2年とする。

ただし、木造の建物等の建設工事に設備工事を含めて契約する場合における設備工事の担保期間は1年とする。

(15) 第51条関係（解除に伴う措置）

「撤去」とは、支給材料又は貸与品を支出負担行為担当官に返還することが含まれる。

「処分」とは、支給材料又は貸与品を回収することが含まれる。

(16) 第52条関係（火災保険等）

建設工事請負契約書第52条に基づき、工事目的物及び工事材料を火災保険等に付する場合の取扱いは、次のとおりとする。

なお、この取扱いにより難いときは、必要に応じて支出負担行為担当官と協議するものとする。

ア 請負者は、次の原因によって起こる損害をてん補できる保険を、付保するものとする。

なお、請負者自ら当該保険に付加して付する特約等については、これをさまたげるものではない。

(ア) 火災、落雷、爆発又は破裂

(イ) 台風、せん風、暴風雨の風災

イ 保険金は、原則として請負代金額とする。

ウ 保険に加入する時期は、原則として工事着工のときとし、終期は工事完成後14日とする。

エ 次に掲げる工事は、保険を付さないことができる。

(ア) 解体、撤去、分解又は取片づけ工事

(イ) 建物の基礎工事及び外溝工事

オ 請負者は、保険契約締結後に請負額の変更又は工事の延長等があった場合は、当該変更の内容に基づき保険契約の変更を行わなければならない。

カ 請負者は、保険契約を締結（変更も含む。）した場合は、当該保険証券等の写しを支出負担行為担当官に提示しなければならない。

(17) 第54条関係（あっせん又は調停）

建設工事紛争審査会は、原則として請負者の建設業の許可区分により、国土交通大臣許可の場合は、中央建設工事紛争審査会とし、都道府県知事許可の場合は当該都道府県建設工事紛争審査会とする。

なお、一般競争に付した工事の請負契約においては、中央建設工事紛争

審査会とする。

## 5 指導事項について

### (1) 建設産業における生産システムの合理化指針の遵守等について

工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システムの合理化指針」において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等の改善に努めること。

### (2) 建設工事の適正な施工の確保について

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）に違反する一括下請その他不適切な形態の下請契約を締結しないこと。

イ 下請代金の支払については、建設業法を遵守すること。

ウ 建設業法第26条の規定により、請負者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者又は専任の監理技術者については、適切な資格、技術力等を有する者（工事現場に常駐して、専らその職務に従事する者で、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を配置すること。この場合において、専任の監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受けている者を配置するものとし、発注者から請求があったときは、資格者証を提示すること。

エ ア、イ及びウのほか、建設業法等に抵触する行為は行わないこと。

オ 専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、契約の相手方が南関東防衛局管内で入札日から過去2年以内に完成した工事、あるいは入札時点で施工中の工事に関して、以下のいずれかに該当する場合、監理技術者とは別に、監理技術者と同一の資格（工事経験を除く。）を満たす技術者を、専任で1名現場に配置すること。

① 65点未満の工事成績評定を通知された者。

② 発注者から施工中又は施工後において建設工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を請求された者。ただし、軽微な手直し等は除く。

③ 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は南関東防衛局長等から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた者。

④ 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者。

なお、当該技術者は施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。

また、上記の技術者を求めることとなった場合には、その氏名その他必要な事項を監理技術者の通知と同時に南関東防衛局長に通知することとする。

(3) 労働福祉の改善等について

建設労働者の確保を図ること並びに労働災害の防止、適正な賃金の確保、退職金制度及び各種保険制度への加入等労働福祉の改善に努めること。

(4) 建設業退職金共済制度について

ア 建設業者は、建設業退職金共済組合（以下「組合」という。）に加入するとともに、建設業退職金共済制度の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。

イ 請負者は、組合の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を工事契約締結後1ヶ月以内に提出するものとする。

ただし、この期限内に収納書を提出できない特別の事情がある場合で、あらかじめ申し出が認められたときはこの限りではない。

なお、ただし書に基づく申し出を行ったときは、その理由及び共済証紙の購入予定時期を書面により提出するものとする。

ウ 組合に加入せず、又は証紙の購入若しくは貼付が不十分な建設業者は、今後の指名等について考慮することがある。

エ 証紙購入状況を把握するため必要があると認めるときは、関係資料の提出を求めることがある。

オ 下請契約を締結する際は、当該契約の受注者に対してこの制度の趣旨を説明し、掛金相当額を請負代金中に算入することにより、当該契約受注者の組合加入並びに証紙の購入及び貼付を促進すること。

カ 下請契約における受注者の規模が小さく、管理事務の処理面で万全でない場合は、下請契約における注文者に組合加入手続及び組合関係事務の処理を委託する方法もあるので、下請契約における注文者は積極的に受託するようにすること。

キ 請負者は、組合から工事現場に建設業退職金共済制度適用事業主の工事現場である旨を明示する標識の掲示について要請があった場合には、特別の事情がある場合を除き、これに協力すること。

ク イのただし書に基づく申し出を行った場合及び請負契約額の増額変更があった場合等において、請負者が証紙を追加購入したときは、当該証紙に係る収納書を工事完成時まで提出するものとし、請負者が証紙を追加購入しなかったときは、その理由を書面により提出するものとする。

(5) ダンプトラック等による過積載等の防止について

ア 工事用資機材等の積載超過のないようにすること。

イ 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。

ウ 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。

エ さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることのないようにすること。

オ ダンプカー協会の設立状況を踏まえ、同協会への加入を促進すること。

カ ダンプカー協会の設立、加入等の状況に応じて、ダンプカー協会加入車を優先的に使用すること。

キ 工事の現場に出入りする一人一車等零細なダンプカー事業者に対し、協業化による運送免許の取得を促進するよう指導すること。

ク 工事の施工に当たっては、土砂等の運搬が運送契約によって行われるときは、正規の運転免許を受けた者の車に限って使用すること。

ケ 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。

コ アからケのことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

(6) 分別解体等実施義務について

請負者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項の規定による分別解体等を行わなければならない。

6 入門手続について

(1) 一般競争入札において競争参加資格の確認を受けた者又は指名競争入札

において指名通知を受けた者が、入札見積りのために現地の確認が必要として自衛隊施設又は米軍施設に立ち入る場合は、事前に、立ち入り月日及び立ち入りしようとする人数等について総務部契約課契約係と調整を行うものとする。ただし、立ち入りできない場合がある。

- (2) 工事の施工に際し、自衛隊施設又は米軍施設に立ち入る場合は、事前に、工事監督官と調整を行い、当該施設を管理する部隊等の規則等に基づき関係書類を提出のうえ、出入許可を受けた後に当該施設に立ち入るものとする。

## 7 積算について

当局の工事費の積算は、以下の文書に基づき実施している。特に設計変更については、契約時の落札率等を考慮し算定することとなるので留意されたい。

- ・ 装備施設本部において実施する建設工事における積算基準について（公共建築工事積算基準、土木工事積算基準、通信工事積算基準、総合工事の積算について）
- ・ 積算基準等について（公共建築工事共通費積算基準、公共建築工事標準歩掛り、公共建築数量積算基準、公共建築工事内訳書標準書式、公共建築工事見積標準書式）
- ・ 土木工事積算価格算定要領について
- ・ 土木工事標準歩掛について
- ・ 土木工事数量調書の作成の手引きについて
- ・ 航空灯火・燃料設備等積算要領について（公共建築設備数量積算基準、航空灯火・燃料設備等積算要領）
- ・ 通信工事積算要領について
- ・ 通信工事積算価格算定要領について

## 8 その他

本工事は、数量公開の対象工事であり、設計数量を参考数量として公開することとしており、手続きの詳細は、別添「数量公開の説明書」を参照するものとする。